

第4編

河川分科会

【要旨】

河川分科会では、自治体が利用しやすい維持管理マニュアルの作成を活動の主テーマと定め、平成22年4月より護岸WGと樋門・水門等WGの2つのWGにて活動を開始した。マニュアル（案）の対象施設は、河川構造物の中で主体となる施設（護岸、樋門・水門）を選定し、約2ヶ年半の活動を経て平成24年7月に維持管理マニュアル（案）を作成したものである。

その後、上記の維持管理マニュアルに関する課題抽出を行い、課題解決に向けた議論を経て、学識者による指導も踏まえ、より使いやすいマニュアルとして改訂するに至ったものである。なお、課題の抽出にあたっては、現地において実効性を確認し、上記マニュアルに関する自治体ヒアリングなどを実施している。

各マニュアルの主な改定事項を下記に列記する。

1. 河川護岸維持管理マニュアル（案）

- ・健全度を4段階で評価していたが、3段階に変更。これにより、より実務に適した評価方法とした。
- ・写真や準拠指針を明記し、3段階評価の閾値を可能な限り明確にした。

2. 樋門・水門維持管理マニュアル（案）

- ・樋門は堤防の一部であるという認識を踏まえ、堤防としての機能に関する点検内容、健全度評価を追記した。
- ・健全度区分を5段階から3段階に変更し、外観目視程度の簡易調査によって容易に健全度を判断できる評価方法とした。
- ・維持補修に関する参考資料として、対策工選定フロー、概算工事費を追記した。